

# 赤い羽根共同募金の 助成申請 について



「赤い羽根共同募金」は、県民のみなさまから寄せられる、福祉のための募金です。この大切な募金をつかって、身近な福祉課題をみつける・解決する・笑顔を繋げる活動をしませんか？ 寄付して下さる群馬県じゅうのみなさんが、あなたの活動の応援団です！

- ◆共同募金の助成には、広域活動を支援する「広域配分」と、市町村域内の活動を支援する「地域配分」があります。この紙面は「広域配分」についてのご案内です。
- ◆ここに記載の「広域配分」を希望する場合は、所定の申請書を県共同募金会へご提出下さい。
- ◆「地域配分」は各市町村支会が行います。詳細は各市町村支会へお問い合わせ下さい。

## 施設・設備・備品整備配分

地域福祉活動・福祉サービス提供を直接行う場となる建物を増改築・改修・修繕し、または地域福祉活動・福祉サービス提供に直接使用する設備・備品を購入する事業

- ※保育所・学童保育所・地域活動支援センターなど、地域配分の対象となるものは除く。
- ※介護保険事業は建物改修のみ対象。
- ※単に整備することを目的とせず、解決しようとしている地域福祉課題を的確に捉え、その解決に貢献する企画内容であること。

### 【申請できるのは…】

社会福祉法人、更生保護法人、公益(一般)社団(財団)法人、特定非営利活動法人、任意団体

### 【配分上限額】 100万円 (配分率75%以下)

※建物工事等の場合は法人のみ申請可とし、申請法人の所有または長期貸借契約の民間物件に限る。

## 事業経費配分

地域福祉の推進を図ることを目的とした次の事業

- 公的制度では対応できない福祉サービスを、地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- 福祉施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業
- 地域住民や福祉関係者などを対象とした各種啓発、講演、研修等の事業
- 地域福祉の課題を解決すべく関係団体と連携して行う事業

※地域配分対象の団体であっても、県内広域の福祉向上に資する事業や先駆的事业であれば申請できます。

### 【申請できるのは…】

社会福祉法人、更生保護法人、公益(一般)社団(財団)法人、特定非営利活動法人、任意団体

### 【配分上限額】 100万円 (配分率75%以下)

※機関誌・広報誌発行事業は配分条件があります。

### 【事業数】 上限額範囲内で3事業まで分割可

## 車両整備配分

地域福祉活動・福祉サービス提供に直接的に日々使用する自動車を購入する事業。※介護保険事業は対象外

### 【申請できるのは…】

社会福祉法人、更生保護法人、公益(一般)社団(財団)法人、特定非営利活動法人 (任意団体は申請できません。)

### 【配分上限額】 200万円 (配分率75%以下)

(車種・形態によって標準額を設定して審査します。)

## 運営費配分

福祉活動を目的として設立された団体の活動経費

【申請できるのは…】 広域で活動する特定非営利活動法人または任意団体で、設立後5年(または活動再開後3年)を目安として対象とします。

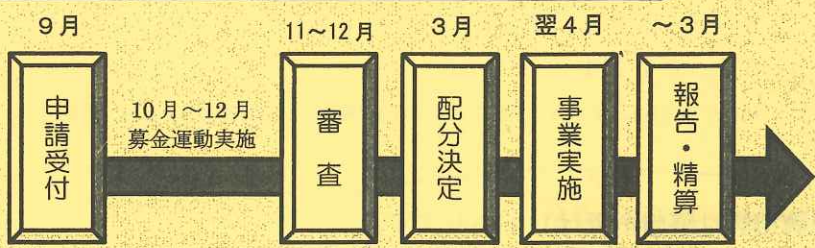
### 【配分上限額】 10万円

### 【申請受付期間】

8月1日～ **9月14日(金) 締切**

※郵送可、ただし締切日必着のこと

申請から配分まで (事業実施は申請年度の翌年度です。)



◆配分申請説明会を8月1日(水)に行います。詳細は裏面をご覧ください。

◆申請相談は随時お受けしております。申請書を作成する前に、ぜひご相談下さい。

配分申請の際には、必ず「配分申請の手引き」「審査基準」等をお読み下さい。



問合せ・申請書提出先：社会福祉法人群馬県共同募金会 〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 TEL 027-255-6596/FAX 255-6214

ホームページもご覧ください→ [www.akaihane-gunma.or.jp](http://www.akaihane-gunma.or.jp)